

平成24年4月20日

24食産第445号

食品産業団体の長 宛

農林水産省食料産業局

食品小売サービス課長

食品製造卸売課長

食品中の放射性物質に係る自主検査における信頼できる分析等について

このことについて、食料産業局長より通知（平成24年4月20日付け24食産第445号）されたところですが、下記事項につき貴団体傘下の会員企業に周知願います。

なお、食品中の放射性物質に係る各種参考資料が別添1のとおり公表されていますので、貴団体傘下の会員企業に併せて周知願います。

また、貴団体において、食品中の放射性物質に係る勉強会等を開催される際には、要望に応じ当省職員を講師として派遣させていただきます。

#### 記

- ・ 食料産業局長通知の「客観的・科学的に検証された分析法」に関し、厚生労働省から、  
①食品中の放射性セシウム検査法（[http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/dl/shikenhou\\_120316.pdf](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/shikenhou_120316.pdf)）、②食品中の放射性セシウムスクリーニング法（<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000246ev.html>）に係る通知が発出されていること。
- ・ 別添2の「信頼できる分析の要件」を満たす分析機関へ発注すること、又は自ら分析している場合は要件を満たす取組をしていること

#### 【講師派遣相談窓口】

農林水産省食料産業局小売サービス課

小山内（おさない）、富樫（とがし）

TEL：03-3502-5744

<基準値関係>

1. 食品中の放射性物質の新たな基準値について（平成24年2月厚生労働省公表）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/iken/dl/120117-1-03-01.pdf>

2. 食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ & A（平成24年3月厚生労働省公表）

[http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/dl/qa\\_120330.pdf](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/qa_120330.pdf)

<基礎知識関係>

1. 放射性物質の基礎知識（平成24年2月農林水産省公表）

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/pdf/120301\\_kiso.pdf](http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/pdf/120301_kiso.pdf)

<調査・規制関係>

1. 食品等に含まれる放射性物質（平成24年2月農林水産省公表）

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/pdf/120209\\_shoku.pdf](http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/pdf/120209_shoku.pdf)

<分析関係>

1. 放射性物質の分析について（平成23年12月農林水産省公表）

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/data\\_reliance/pdf/rad\\_kensyu.pdf](http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/data_reliance/pdf/rad_kensyu.pdf)

2. NaI（TI）シンチレーションスペクトロメータを用いて測定した結果を適切に評価するために（初心者編）（平成23年12月農林水産省公表）

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/pdf/guidance.pdf>

## 信頼できる分析の要件

科学的に信頼できる分析結果を得るためには、以下の取組等を行っていることが必要。

### 1. 分析法の要件

いつ、どこで、誰が分析しても同様の分析結果が得られることが客観的・科学的に検証された分析法を使用。

### 2. 分析者に求められる事項

(分析機関または生産者等が自ら分析する場合)

①組織管理、分析者の教育、測定手順等の文書化、内部での分析の精度管理などのマネジメント体制を構築。

②定期的に外部の技能試験を受け、自らの技能を評価。

(参考)

○分析機関内部での分析の精度管理

・同一試料を繰り返し分析した際のバラツキを把握、標準試料の測定値を定期的に確認など。

○技能試験（「Proficiency Testing」のJIS訳）

・第三者機関が配布する試料を参加者が分析し、複数の分析機関間で分析結果を比較・評価するプログラム。（放射性物質の分析でのプログラムは現時点では少ない。）

○食品衛生法では、一定の基準を満たす分析機関を、厚生労働省が登録（登録検査機関）。

○欧州では、食品規制のための分析機関は、ISO/IEC 17025（分析試験所に対する一般要求事項）の認定を取得していることが義務。

### 3. 分析の発注者が留意すべき事項

①分析を発注する場合、厚生労働省の登録検査機関または精度管理等の体制を整備した分析機関を選ぶ（参考参照）。

②自らの生産物・製品が分析に供される場合、分析される試料と同じロットの製品・生産物を冷凍保存しておく（確認分析が必要な場合に備える）。